

男女共同参画

ポジティブ・アクション

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 | 3 9 1 7

今、女性のパワーが社会のさまざまなところで注目されています。1985年に男女雇用機会均等法が制定されてから30年、管理職や指導的立場で女性が活躍している事業所が増加しました。女性を大切な人材として育てていくことは、これからの時代を勝ち抜くための鍵となっています。そのためには、職場での男女格差の実態を把握し、女性の活躍推進や格差解消に向けてポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。

ポジティブ・アクションとは「営業職は男性」「管理職は男性」などの固定的な男女の役割分担意識などによって、男女労働者の間に差が生じている場合、そのような差を解消しようとする個々の事業所が行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいいます。

女性の活躍推進を始めるには、彼女たちの経験や知識などを把握しなければなりません。どうすれば能力を十分に発揮し活躍することができるようになるのか、という道筋を明確にすることから取り掛かきましょう。そこから見えてくる業務手順や事業所内の制度の問題点を解決することで、事業所内の活性化や労働者の定着化などに効果が表れてきます。さらに、女性が営業活動や商品開発に積極的に参加することで、従来とは違ったユーザー目線や柔軟な発想が生まれ、売り上げの向上やヒット商品の誕生などの効果にもつながります。

男性も女性も誰もが生き生きと輝く社会を目指してポジティブ・アクションを進めていきましよう。

